

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務 公募型プロポーザル評価要領

1 業務の名称

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容

鳥取県営鳥取空港（愛称：鳥取砂丘コナン空港）（以下「本空港」という。）は、平成30年7月に公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づく民間事業者による空港運営に移行し、運営権者である鳥取空港ビル株式会社（以下「現運営権者」という。）と「鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）」を締結している。

現運営権者による本空港の事業期間は令和9年3月31日までであるが、鳥取県は令和9年4月以降も引き続きコンセッション制度によって本空港の運営等を民間事業者に発注（委託）することを予定している。

本業務は、本空港の第2期（次期）コンセッションとして、令和9年4月以降の特定運営事業等（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を適正かつ確実に推進するため、財務、税務、法務、不動産、技術等専門知識の提供及びマーケットサウンディングの実施、実施方針の公表、民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、優先交渉権者の選定、実施契約書の締結、事業継承等に係る一連の支援を実施するものである。

この要領は、公募型プロポーザル方式によって本業務の受注を選定するに当たり、企画提案参加申込及び企画提案書の提出のあった内容について、最適な提案者を選定するため、企画提案書等の評価に際して必要な事項を定める。

3 評価基準

（1）審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務）（以下「審査会」という。）を設置する。

ア 審査会は、企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。

イ 審査会は、5名程度で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

ウ 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

（2）評価方法

それぞれの審査会委員が、次表の評価項目ごとに10点満点で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。審査会委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	評価点	係数	配点
履行能力	提案者の履行能力の有無 ・同種業務（PFI事業に係るアドバイザー業務。特に空港に係る業務を優先する。）の実績の件数、内容から円滑な履行が期待できるか。	10点～ 1点	×1	10点
実施体制	履行の人的・組織的体制 ・財務、税務、法務、不動産及び技術に関する専門家・有資格者が可能な限り直接雇用者によって配	10点～ 1点	×2	20点

		置されているか。 ・業務統括者は同種業務における統括的経験を十分有しているか。 ・従事予定者に同種業務の従事経験が十分か。 ・十分な人員数が配置されているか。 ・従事予定者が他の同種業務に並行して従事している場合、本業務への従事が十分に確保できるか。悪影響はないか。 ・空港に関する知識や実績を十分に有した協力者等が確保された実施体制か。 ・協力者等の役割分担が適切か。また、協力者等にその役割を履行する十分な従事経験があるか。			
業務完 遂能力	理解度	・本事業のこれまでの検討経緯、特性や本業務の子細を理解しているか。 ・本事業及び本業務の課題を把握しているか。 ・特に、現在実施中の第1期コンセッションの課題をどう捉えているか。	10点～ 1点	×1.5	15点
	提案力	・「安全・安心な空港運営」、「空港を拠点とした賑わいの創出」、「コストコントロール」の両立等の本事業の課題を解決するための、民間事業者との対話、事業提案の審査手法等の工夫が提案されているか。 ・民間事業者の参画意欲がより向上するような市場調査の提案であるか。 ・民間事業者のノウハウを最大限活用できるような実施方針、要求水準書等の作成が期待できるか。 ・鳥取県との円滑な連携や効率的に業務を進める提案であるか。 ・特に、現在実施中の第1期コンセッションの課題に対してどのような対応を提案しているか。 ・その他本事業を円滑に実施するための提案等がなされているか。	10点～ 1点	×3	30点
	計画力	・本事業遂行のための作業工程が適切に示されているか。 ・各業務の取り組み計画、体制は妥当か。	10点～ 1点	×1.5	15点
見積金額		10点 × 応募価格のうちの最低価格 / 応募価格 ※上記算定式で得られた結果の小数点以下を切り捨て、整数とする。(応募価格のうち最低価格を満点とする。)	10点～ 1点	×1	10点

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価によって評価する。

評価点	評価基準
10点	非常に優れている
↑ ↓	↑ ↓
1点	非常に劣る

(3) 選定方法

- ア 各審査会委員の合計点を集計し、その集計点数で最も高い得点を獲得した企画提案書等から順位付けする。
- イ 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
- ウ 審査の結果、同点の場合は審査委員の合議によって最優秀提案者の選定及び2位以下の順位付けを行う。